平成２９年（再イ）第４号
福岡県宮若市龍徳175番地４
再生債務者　宇野　誠二
１　決議に付する再生計画案　平成29年11月27日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年１月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年１月26日まで
平成30年１月５日　福岡地方裁判所直方支部
平成２９年（再イ）第１１２号
福岡県中間市浄花町３番27号
再生債務者　箱崎　大騎
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月８日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年１月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年１月26日まで
平成30年１月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（再イ）第１２１号
北九州市小倉南区南方１丁目６番８号
再生債務者　加藤　慎也
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月20日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年１月26日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年１月26日まで
平成30年１月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２９年（再イ）第１５号
山口県防府市華城中央２丁目14番18号
再生債務者　関谷　竜仁
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月26日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月１日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月１日まで
平成30年１月４日　山口地方裁判所
平成２９年（再イ）第２２号
宮崎県日向市梶木町１丁目88番地５
再生債務者　髙津　裕美
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月21日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月２日まで
平成30年１月５日　宮崎地方裁判所延岡支部
平成２９年（再イ）第５０号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町６番11号　フロウレス新屋敷506号
再生債務者　中村　勇希
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月13日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月２日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月２日まで
平成30年１月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係
平成２９年（再ロ）第１号
鹿児島県南さつま市金峰町宮崎4302番地
再生債務者　諏訪薗昌宏
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月22日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年２月８日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年２月８日まで
平成30年１月４日
鹿児島地方裁判所知覧支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第５５号
兵庫県赤穂市大町９番地の15　ピスタ105
再生債務者　幾島　健
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　平成15年11月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成30年１月４日　神戸地方裁判所姫路支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第５号
熊本市北区清水本町30番３号
再生債務者　上村　奈穂
１　意見聴取に付する再生計画案　平成29年12月11日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年１月19日まで
平成30年１月５日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１２号
横浜市戸塚区名瀬町52番地１　ＮＩＣライブステイツ戸塚ガーデン221号
再生債務者　佐藤　英俊
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月４日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２８年（再ロ）第６号
奈良市大宮町２丁目３番８－403号
再生債務者　石原　昌敬
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年12月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月５日　奈良地方裁判所
平成２９年（再ロ）第５号
川崎市高津区久本２丁目４番５号　農林水産省溝ノ口寮　406－２
再生債務者　池森　真吾
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成29年12月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月４日
横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２８年（再ロ）第１３号
沖縄県浦添市伊祖３丁目13番１－１号
再生債務者　東恩納善榮
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。
平成29年12月28日
那覇地方裁判所民事第３部

企業年金基金変更公告

カシオ企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のとおり公告する。
１．新事務所の所在地　東京都渋谷区本町１丁目６番２号
２．旧事務所の所在地　東京都渋谷区幡ヶ谷１丁目34番14号
３．変更年月日　平成29年12月18日
平成30年１月16日　カシオ企業年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年１月16日　福岡県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
⑴　中学校教諭一種免許状、平18中１第30994号、東京都教育委員会、平成19年３月31日、熊本県、豊岡　敬典、平成29年９月27日
⑵　高等学校教諭一種免許状、平18高１第36717号、東京都教育委員会、平成19年３月31日、熊本県、豊岡　敬典、平成29年９月27日
２．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第１号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。
効力発生日は平成三十年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年二月二十六日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十三日
掲載頁　五十三頁（号外第一三五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二日
掲載頁　八十六頁（号外第一一七号）
平成三十年一月十六日
東京都港区西新橋二丁目三六番一号
（甲）株式会社永谷園
代表取締役　飯塚弦二朗
東京都港区西新橋二丁目三六番一号
（乙）株式会社永谷園プロパティ
代表取締役　北野　久人